

医療法人湖青会 高齢者グループホームあかり

介護予防認知症対応型共同生活介護 / 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

令和6年4月1日改定

1. 事業の目的

医療法人湖青会が開設する高齢者グループホームあかりが行う、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当事業所の管理者や職員が、要支援2もしくは要介護状態であって認知症の状態にあり、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に対し、適正な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供することを目的とします。

2. 法人の概要

法 人 名	医療法人湖青会（イリョウハウジン コセイカイ）
所 在 地	滋賀県大津市和邇高城260番地の1
代 表 者 氏 名	理事長 井上 徹也
電 話 番 号	077-594-0110

3. 事業所の概要

事 業 所 名	医療法人湖青会 高齢者グループホームあかり
所 在 地	滋賀県大津市南志賀三丁目8番5号
管 理 者 氏 名	清水 秀人
事 業 所 番 号	2590101123
電 話 番 号	(077) 548-8901
F A X 番 号	(077) 548-8902

4. サービス内容・提供場所等

サ ー ビ ス 内 容	小規模で家庭的な雰囲気の中で、日常生活を中心とした援助を行うことにより、認知症の進行を緩和し、周辺症状を減少させ、共同生活により精神的に安定した生活を送れるよう支援します。
利 用 日	毎日
利 用 定 員	9名×2ユニット＝合計18名
提 供 場 所	滋賀県大津市南志賀三丁目8番5号 高齢者グループホームあかり
利 用 設 備	居室（洋室18室）、浴室、台所、食堂、居間、洗濯室、等

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制
管 理 者	1 名 ※事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介 護 職 員	令和 6 年 10 月 1 日現在 常勤職員 13 名、非常勤職員 5 名 [夜間及び深夜時間帯以外の時間帯] 6 時～21 時 利用者の生活状況により利用者 3 名に対して 1 名以上の職員を配置します。 [夜間及び深夜時間帯] 21 時～翌朝 6 時 1 ユニット（9 名）当たり 1 名の職員を配置します。 ※利用者の心身状況を把握し、事業所のサービス計画に基づく、入浴、排泄、食事その他日常生活の介護、援助業務等を行います。
計画作成担当者	事業所に 1 名ずつ配置します。その 1 名は介護支援専門員とします。 ※利用者の希望及び心身の状況やおかれている環境を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し運用・管理を行います。

6. 入退居について

- （1）利用者は、要介護 1～5 もしくは要支援 2 であって、認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない方を対象とさせていただきます。
- （2）利用に際し、主治医の診断書等により認知症の状態であることを確認させていただきます。
- （3）地域密着型サービスの為、原則大津市民の方です。
- （4）入退居については、医師の判断等により入院治療等を必要とする場合、及び本人に対し当事業所でのサービスを提供することが困難である場合は、適切な他の介護保険施設、医療機関を紹介する等の必要な措置を講じます。
- （5）利用者が、その家族等による利用契約締結の代理や援助が期待できない場合は、関係市町村と連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用に努めます。
- （6）利用者の退居に際しては、適切な助言を行うとともに居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健・医療・福祉サービスの提供者との密接な連携に努めます。

7. 提供するサービスの概要

種 類	概 要
食 事 の 介 助	・栄養管理と利用者の身体状況に配慮した食事を提供いたします。 ・食事の調理、盛りつけ、配膳、下膳、食器の洗浄等の作業は、できるだけ本人と職員が共同で行います。
排 泄 の 介 助	・本人の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用されている方については適宜の交換を行うとともに、必要な場合はこれを超えて交換し、適宜トイレへの誘導を行います。

入浴の介助	・週2回以上の入浴または清拭を行います。 ・本人の希望時間に入浴する事ができます。
着替え等の介助	・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 ・シーツ交換は必要に応じ適宜交換します。
健康管理	・嘱託医師により、診察日を設けて健康管理に努めます。 ・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。
相談および援助	・当事業所は、本人およびその家族からのいかなる相談についても、誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

8. 利用料等

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費 (介護保険適用サービス)

- ・介護保険が適用される方については、原則として提供した (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費の介護保険負担割合証に記載された割合の額 (1割・2割・3割) をいただきます。
- ・但し、本人が以前に保険料の滞納がある場合は、本人より「厚生労働大臣の定める基準額」をいただき、当事業所が発行するサービス提供証明書をもって、差額の払い戻しを受ける事ができます。
- ・介護給付費は単位数で表示され、暦月ごとの単位数合計に地域区分割合を乗じて換算します。
大津市は地域区分5級地に該当し、当事業所の (介護予防) 認知症対応型共同生活介護費は1単位を地域区分割合10.45円で換算します。
- ・地域区分割合は地域区分とサービス種別により定められ大津市は地域区分5級地に該当します。

【介護保険給付対象サービス】

● (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービス費

介護予防認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)			
要支援2	783円 (1割)	1,566円 (2割)	2,349円 (3割)
認知症対応型共同生活介護費 (Ⅱ) (1日につき)			
要介護1	787円 (1割)	1,574円 (2割)	2,361円 (3割)
要介護2	824円 (1割)	1,647円 (2割)	2,471円 (3割)
要介護3	849円 (1割)	1,697円 (2割)	2,546円 (3割)
要介護4	866円 (1割)	1,731円 (2割)	2,596円 (3割)
要介護5	883円 (1割)	1,766円 (2割)	2,649円 (3割)

●各種加算（１日・１月・回につき）

種 類	料 金	加 算 の 内 容
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23 円（１割） 46 円（２割） 69 円（３割） （22 単位/日）	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士の割合が25%以上を満たしている場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19 円（１割） 38 円（２割） 57 円（３割） （18 単位/日）	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上を満たしている場合に算定します。
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	7 円（１割） 13 円（２割） 19 円（３割） （6 単位/日）	当事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上、常勤職員が75%以上、勤続年数7年以上が30%以上、いずれかを満たしている場合に算定します。
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	4 円（１割） 7 円（２割） 10 円（３割） （3 単位/日）	以下の要件を満たした場合 ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者が1/2以上 ②認知症介護実践リーダー研修修了者配置 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者が20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1以上配置 ③認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導会議を定期的を実施
認知症チームケア推進加算(Ⅰ) （認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可）	157 円（１割） 314 円（２割） 471 円（３割） （150 単位/月）	① 入所者の総数のうち、日常生活に対する注意をする必要認知症の占める割合が1/2以上 ② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了し、認知症の研修、認知症の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置 ③ 個別に認知症の評価を計画的に行い、評価の値を測定し、チームケアを実施していること ④ 認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、定期的な評価、振り返り、見直しを行なっていること
認知症チームケア推進加算(Ⅱ) （認知症専門ケア加算を算定している場合は算定不可）	126 円（１割） 251 円（２割） 377 円（３割） （120 単位/月）	①③④に掲げる基準に適合すること。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上は配置し、複数人の介護職員から認知症に対応するチームを組んでいること
若年性認知症利用者受入加算	126 円（１割） 251 円（２割） 377 円（３割） （120 単位/日）	65歳未満の認知症によって要介護となった利用者に対して加算
看 取 り 介 護 加 算 （要介護者のみ）	医師が終末期にあると診断した利用者に対して、利用者又はその家族等の同意を得て、介護計画を作成し、多職種が協働して看取り介護を行った場合	
	76 円（１割） 151 円（２割） 226 円（３割） （72 単位/日）	死亡日以前 31～45 日以下
	151 円（１割） 301 円（２割） 452 円（３割） （144 単位/日）	死亡日以前 4～30 日以下
	711 円（１割） 1. 422 円（２割） 2. 132 円（３割） （680 単位/日）	死亡日前日及び前々日
	1. 338 円（１割） 2. 676 円（２割）	死亡日

	4. 013円(3割) (1280単位/日))	
協力医療機関連携加算 (要介護者のみ)	105円(1割) 209円(2割) 314円(3割) (100単位/月)	① 入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行なう体制を常時確保していること。 ② 高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している場合に算定します。
協力医療機関連携加算 (要介護者のみ)	42円(1割) 84円(2割) 126円(3割) (40単位/月)	上記①②以外の場合に算定します。
医療連携体制加算Ⅰ(イ) (要介護者のみ)	60円(1割) 119円(2割) 179円(3割) (57単位/日)	訪問看護ステーション等の看護師と連絡ができる体制を確保しており、看護師を常勤で1名以上配置する場合に算定します。
医療連携体制加算Ⅰ(ロ) (要介護者のみ)	50円(1割) 99円(2割) 148円(3割) (47単位/日)	訪問看護ステーション等の看護師と連絡ができる体制を確保しており、看護職員を常勤で1名以上配置する場合に算定します。
医療連携体制加算Ⅰ(ハ) (要介護者のみ)	39円(1割) 78円(2割) 116円(3割) (37単位/日)	訪問看護ステーション等の看護師と連絡ができる体制を確保しており、また訪問看護ステーション等の看護師を1名以上確保している場合に算定します。
医療連携体制加算Ⅱ (要介護者のみ)	6円(1割) 11円(2割) 16円(3割) (5単位/日)	医療連携体制加算Ⅰのいずれかを算定していることを要件とし、算定日が属する月の前3月間において、いずれかに該当する状態の入所者が1人以上である場合に算定します。 ① 喀痰吸引を実施している状態 ② 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ③ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ④ 中心静脈注射を実施している状態 ⑤ 人工腎臓を実施している状態 ⑥ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ⑦ 人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ⑧ 褥瘡に対する治療を実施している状態 ⑨ 気管切開が行われている状態 ⑩ 留置カテーテルを使用している状態 ⑪ インスリン注射を実施している状態
初期加算	32円(1割) 63円(2割) 94円(3割) (30単位/日)	新規入居時から30日間に限り算定する。 30日を超える病院または診療所への入院の後に再び入居した場合も、同様とする。
退居時情報提供加算	262円(1割) 523円(2割) 784円(3割) (250単位/回)	医療機関へ退所した際、生活支援上の留意点等の情報提供した場合に算定します。
退居時相談援助加算 (1回を限度)	418円(1割) 836円(2割) 1,254円(3割) (400単位/回)	①利用期間が1月を超える利用者が退居し、その居宅において居宅サービス又は地域密着サービスを利用する場合 ②利用者の退居時に居宅サービス・地域密着サービス・その他の保健医療・福祉サービスについて相談援助を行い、かつ、利用者の同意を得て退居日から2週間以内に居宅地を管轄する市町村・地域包括支援センターに対して、利用者の介護状況を示す文書を添えて情報を提供した場合

生活機能向上連携加算(Ⅰ)	105円(1割) 209円(2割) 314円(3割) (100単位/月)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	209円(1割) 418円(2割) 627円(3割) (200単位/月)	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同して行い、計画作成担当者が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成した場合に算定します。
口腔衛生管理体制加算	32円(1割) 63円(2割) 94円(3割) (30単位/月)	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに係る技術的援助及び指導を月1回以上行っている場合に算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算 (6月1回)	21円(1割) 42円(2割) 63円(3割) (20単位/月)	利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合に算定します。
栄養管理体制加算	32円(1割) 63円(2割) 94円(3割) (30単位/月)	管理栄養士が、日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行なった場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	42円(1割) 84円(2割) 126円(3割) (40単位/月)	入所者毎の心身の状態等の基本的な情報を、厚生労働省に提出し、必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、基本的情報、その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定します。
入退時費用 ※1月に6日限度	257円(1割) 514円(2割) 771円(3割) (246単位/日)	利用者が入院を要した場合において3月以内に退院する事が明らかに見込まれる時に、やむを得ない場合を除き円滑に入居する体制を確保している時に算定します
高齢者施設等感染対策 向上加算(Ⅰ)	11円(1割) 21円(2割) 32円(3割) (10単位/月)	新興感染症の発生時等の対応を行なう体制を確保していること。感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し、適切に対応していること。医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加している場合に算定します。
高齢者施設等感染対策 向上加算(Ⅱ)	6円(1割) 11円(2割) 16円(3割) (5単位/月)	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導をうけている場合に算定します。
新興感染症等施設療養費 (月1回連続する5日を限度)	251円(1割) 502円(2割) 753円(3割) (240単位/日)	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行なう医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し、適切な感染対策を行なった上で、当該する介護サービスを行なった場合に算定します。※現地点において指定されている感染症はない。

生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	105円(1割) 209円(2割) 314円(3割) (100単位/月)	(Ⅱ)の要件を満たし、データにより業務改善の取組による成果が確認され、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取組等を行っており、1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行なった場合に算定します。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円(1割) 21円(2割) 32円(3割) (10単位/月)	介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに業務改善の取組みによる効果を示すデータの提供を行なうことを評価した場合に算定します。
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 100分の1に 相当する単位数を 減算	身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付け、適正化のための措置が講じられない場合は基本報酬を減算されます。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100分の1に 相当する単位数を 減算	施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた対策の充実を図る。虐待の発生又はその再発を防止するための措置、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが講じられていない場合に基本報酬を減算されます。
業務継続計画未実施減算 *令和7年4月1日から適用	所定単位数の 100分の3に 相当する単位数を 減算	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算されます。
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	〔基本サービス費に 各種加算減算を加えた 総サービス費用〕 ×加算率18.6% ×負担割合	介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る介護職員等の賃金改善に関する計画を策定し、厚生労働大臣が別に定める基準に適合しているため、下記の加算を算定します。
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	〔基本サービス費に 各種加算減算を加えた 総サービス費用〕 ×加算率17.8% ×負担割合	
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	〔基本サービス費に 各種加算減算を加えた 総サービス費用〕 ×加算率15.5% ×負担割合	
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	基本サービス費に各種 加算減算を加えた 総サービス費用〕× 加算率12.5%× 負担割合	

(2) 入居時預託金 300,000 円 (利用料滞納・原状回復が必要な場合に充当する費用)

利用料等の滞納金に充当する費用として、又はご利用者の責に基づき施設及び備品を汚損、破壊もしくは滅失したとき、居室の原状を変更したときは、原状に回復する費用として、入居日までに当事業所が指定する口座に入居時預託金を預託するものとします。

ご利用者が退居するときは、当事業所は預託金を返還します。但し利用料等の滞納金、原状に回復する費用が必要な場合は、預託金からそれを差し引きして退居した日から 30 日以内に返還します。

(3) その他の費用 (介護保険適用外の全額自費分)

詳細については、別紙「利用料のご案内」をご覧ください。

9. 事業所不在時 (入院・外泊・外出等) の居住費

事業所不在時 (入院・外泊・外出等) の居住費については、居室を確保していることから下記の料金をお支払いいただきます。

居住費 (1 日につき) 令和 4 年 10 月 1 日改定	3, 300 円 (18 室)
-----------------------------------	-----------------

事業所不在時の空室利用について

利用者が何らかの事由で長期に亘り居室を不在にする場合は、利用者およびその家族等に同意を得たうえで、不在期間中に空床となった居室を利用して、他の利用者と契約することがあります。

尚、他の利用者と契約をした場合、上記居住費のお支払いは必要ありません。

また、医療機関・施設へ入院・入所する必要が生じた場合は、入院・入所後 30 日以内に治療方針並びに医療的管理の必要度等を踏まえ、当事業所への再利用が可能かどうかを協議することとします。

10. 利用料金の支払時期と支払方法

支 払 時 期	自動引き落としの場合、原則毎月 25 日に引き落としです。
支 払 方 法	1. 自動引き落とし 滋賀銀行もしくはゆうちょ銀行の口座により「自動引き落とし」をします。 2. 指定口座への振込 振込先 滋賀銀行 志賀町支店 預金種目 普通預金 口座番号 253669 口座名義人 医療法人 湖青会 (イリョウホウジン コセイカイ)
※利用料金については、利用月の翌月 15 日頃に請求書を郵送致します。	

11. 非常・災害時の対策

非 常 時 の 対 応	別途定める「あかり 消防計画」に基づき対応を行います。
避 難 訓 練	別途定める「あかり 消防計画」に基づき、年 2 回の夜間及び昼間を想定した避難訓練を、本人も参加して行います。

12. 協力医療機関及び協力歯科医療機関

協 力 医 療 機 関	医療法人湖青会 青木医院 電話 (077) 594-4018 FAX (077) 594-0112
協力歯科医療機関	伊東歯科医院 電話 (077) 522-5638

13. 相談・苦情窓口

相談や苦情などがございましたら、当事業所の窓口までご遠慮なくお申し出ください。

相 談 窓 口	高齢者グループホームあかり 電話 (077) 548-8901 FAX (077) 548-8902 担当者 清水 秀人(シミズ ヒデト)
---------	--

当事業所の他に、相談や苦情などについては下記の行政窓口があります。

大 津 市 介 護 保 険 課	大津市御陵町3番1号 電話 (077) 528-2753 受付時間：午前9時～午後5時 (土曜日・日曜日・祝日を除く)
滋賀県国民健康保険 団 体 連 合 会	大津市中央四丁目5-9 滋賀国保会館内 電話 (077) 522-0065 受付時間：午前9時～午後5時(土曜日・日曜日・祝日を除く)
滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・なっとく委員会)	草津市笠山七丁目8-138(県立長寿社会福祉センター内) 電話 (077) 567-4107 受付時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。外部機関からの第三者評価に限らず、事業所が自己評価を行い、結果を運営推進会議に報告した上で公表します。

第三者評価 実 施 有 無： あり ・ なし
実施した直近の年月日： 令和 6年 3月 28日
実施した評価機関名： 運 営 推 進 会 議
評価結果の開示状況： 令和 6年 3月 31日 開示

15. 事故発生時の対応

当事業所は、事故が発生しないよう可能な限り配慮しますが、本人の症状（認知症等）ないし身体的能力により、事業所利用中に事故が発生した場合は、速やかに保険者及び関係各機関ならびに家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。

16. 利用にあたっての留意点

当事業所内の居室や設備、器具等は、本来の用法に従って利用ください。尚、これに反した利用により破損等が生じた場合は、弁償等していただく場合があります。

17. 非常災害等の発生の際の連携・協力体制について

事業所は、非常災害等の発生の際に、その事業を継続することができるよう、近隣の社会福祉施設等と連携し、お互い協力することができる体制を構築するよう努めます。

18. 利用者の人権擁護、虐待防止等のための取組み

事業者は、本人の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、事業所の従業者に対し、研修の機会を確保します。

19. 介護保険サービスからの暴力団排除

事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者・従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはなりません。また、事業所の運営について、暴力団員の支配を受けません。

20. 秘密の保持

- ① 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た本人又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、入職時に誓約書を提出しているため、万が一事業所職員等が本規定に反した場合は、医療法人湖青会 就業規則に基づき懲戒処分等に処します。
- ② 事業所は、サービス担当者会議等において、本人又はその家族の個人情報を用いる場合は、それぞれの同意をあらかじめ文書により確認いたします。

21. ハラスメント防止対策

- ① 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ② 利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

利 用 料 の ご 案 内

令和7年4月1日現在

その他の費用（介護保険適用外の全額自費分）

利用者全員に必要な利用料金（消費税込）

食 費	朝 食 昼 食 おやつ 夕 食	500円/ 1食 690円/ 1食 110円/ 1食 700円/ 1食 計 2,000円/ 日額－①
居住費	※水道光熱費・共益費を一体化	3,300円/ 日額－②
日 額 合 計		5,300円

利用を選択された利用者に必要な利用料金

理・美容代	1回2,800円	
教養娯楽費	実費相当分	材料費等
電気器具使用料（1機種につき）	55円/ 1日	個人持込み分
コピー代	10円/ 1枚	

契約期間中にご利用者が不在となる場合の居住費と空室利用について

居住費については、入居契約期間中の外泊又は入院等の期間についても算定させていただきます。

ご利用者が何らかの事由で長期に亘り居室を不在にする場合は、ご利用者およびその家族等に同意を得たうえで、不在期間中に空床となった居室を利用して、他の利用者と契約することがあります。他の利用者と契約をした期間は、上記居住費のお支払いは必要ありません。

医療機関・施設へ入院・入所する必要が生じた場合は、入院・入所後30日以内に治療方針、並びに医療的管理の必要度等を踏まえ、当事業所への再利用が可能かどうかを協議することとします。

令和 6 年 4 月 1 日介護報酬改定に伴う同意書

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書により、貴事業所
が提供する介護サービスについて説明を受けました。

令和 年 月 日

① 利用予定者 (以下の1または2のいずれかを○で囲んでください。)

1. 代理人または成年後見人を選任しません。
2. 代理人または成年後見人を選任し、この重要事項説明を受ける権限を委任します。(下記②を選任)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

② 利用予定者代理人・成年後見人 (選任されている場合はいずれかを○で囲んでください)

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

続 柄 _____

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 重要事項説明書により、当事業所
が提供する介護サービスについて説明をしました。

(事業者)

所 在 地 滋賀県大津市南志賀三丁目8番5号
事業所名 医療法人湖青会
 高齢者グループホームあかり

説明者名 _____ 清水 秀人 _____ 印 _____